

クレジット・カード取引と社会のグローバル化

著者	尾島 茂樹
著者別表示	OJIMA Shigeki
雑誌名	金沢法学
巻	63
号	2
ページ	145-157
発行年	2021-03-31
URL	http://doi.org/10.24517/00061469



クレジット・カード取引と社会のグローバル化

尾 島 茂 樹

- 1 はじめに
- 2 社会のグローバル化の与える影響と現状
- 3 将来に向けての若干の指摘
- 4 おわりに

1 はじめに

キャッシュレス決済を促進することが政府の方針である⁽¹⁾。キャッシュレス決済の手段にはプリペイド・カード、スマートホンにQRコードを表示するものなど様々なものがある。それらの中でもクレジット・カード（以下、単に「カード」という）は、対面取引、非対面取引を問わず、従来から多く使用されており、取引額も大きい。ただ、キャッシュレス取引には不正の問題が伴う。カードにも不正使用されるリスクがあり、古くから重要な課題となっている。この課題に対応するため、カード取引におけるセキュリティ対策が古くから議論されており、近時は経済産業省が設置した対策協議会からも「実行計画」が公表されている⁽²⁾。この実行計画では、技術革新によるセ

(1) 「日本再興戦略ビジョン2016」(平成28年6月2日) 103頁、経済産業省「キャッシュレス・ビジョン」(平成30年6月) 1頁以下参照。また、直接の導入理由は令和元年10月1日の消費税率引上げに伴う需要平準化対策、中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元支援であるが、キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上の観点も含め、消費税率引上げ後の9か月間に限り、キャッシュレス・ポイント還元事業が行われた。

(2) クレジット取引セキュリティ対策協議会「クレジットカード取引におけるセキュリティ対策の強化に向けた実行計画－2019－【公表版】」(令和2年3月1日)。

セキュリティ強化を前提に、加盟店におけるカード番号非保持化を徹底し、特に対面取引における本人確認方法としては、カードと端末をIC化し、オフラインPIN（暗証番号、個人識別番号：Personal Identification Number）による本人確認を原則とすることが示されている。ただ、オフラインPINは一部の海外発行カードでは対応していないためサインによる本人確認を許容するとされ、さらに「売場形態等の事由によりPIN取得による本人確認を直ちに行うことが困難であり、IC取引普及の阻害要因となりうるケースにおいては、PIN対応への措置を継続検討していくことを前提に、当面の間、例外として接触IC取引においてもサインによる本人確認を許容する⁽³⁾」としている。この例として「例1）飲食店等のテーブル決済等／例2）既にサインを前提とした端末設置加盟店等⁽⁴⁾」が挙げられており、引き続き対面のサイン取引が行われていくことが予定されている。

本稿は、以上のような状況の下で、特に、社会のグローバル化によりわが国において海外で発行されたカードの使用の増加が見込まれることに鑑み、海外発行カードがわが国の加盟店において対面取引⁽⁵⁾として利用される際のカードの不正使用に関わる問題点を指摘し⁽⁶⁾、若干の提案をするものである。

(3) クレジット取引セキュリティ対策協議会・前掲注(2)27頁。

(4) 同前。

(5) もちろんオンライン取引においても、加盟店が注意しなければならないことは、社会のグローバル化に応じて多様化している。ただ、本稿では、ひとまず対面取引についての検討を行う。オンライン取引における加盟店の取引のあり方としては、具体的な取引に対する注意というよりも、物理的にどのようなシステムを用いるか、がポイントとなるからである。もちろん、具体的な取引に対する注意のあり方も問題とはなり得る。オンライン取引における加盟店の行動への提言として、実務書ではあるが、J. GRONDAHL LEE & G. GRAHAM SCOTT, PREVENTING CREDIT CARD FRAUD (ROWMAN & LITTLEFIELD, 2017) 203-215。なお、本稿でいうオンライン取引は、コンピュータを介したものを想定しており、従来、行われていたような電話でカード番号を伝えるような形式ものは念頭に置いていない。インターネットの発達により、おそらく、現在では、このような使われ方は、ほとんどなくなったであろう。

(6) 本文に述べたように、本稿は、カードの不正使用の問題を扱う。この他、たとえば、

2 社会のグローバル化の与える影響と現状

社会のグローバル化に伴い、世界の人の移動が加速する。ビジネスや観光等を目的として国際的な移動をする際、現地での決済手段が必要になる。現在では、過去のように旅行者があらかじめ自国の通貨（現金）を現地の通貨（現金）に交換したり（小銭を除く）、トラベラーズチェックを準備するのは一般的ではない。仮に現金を必要とする場合であっても現地で自己の預金を現地の通貨で引き出すことができる。このように、現地で使用する現金の得方も大きく変化している。他方、現地での決済としてキャッシュレス取引も普通に行われている。すなわち、カードの国際ブランド化により、国際ブランドのマークがあるカードは発行国以外でも国際ブランドのマークがある加盟店で使用できるようになっている。カードの国際ブランド化は、1枚のカードが使用できる加盟店数を国境を越えて飛躍的増加させている。

ところで、カード取引は、当事者間の契約によって規律されている。すなわち、カード会員となろうとする者は、カード発行会社（イシューア）と会員契約を締結することにより、カード会員となり、カードを使用して商品等を購入できる。この関係は会員契約により規律される⁽⁷⁾。

いわゆる悪質加盟店の問題があり、チャージバックを充実させる観点から、千葉恵美子「消費者取引における決済と立法政策の課題」名法250号53頁以下（平成25年）は、決済システムとしての健全な取引環境を整備する観点から、第1に、チャージバックルールを決済システムに組み込むように法整備すること、第2に、消費者取引において第三者が対価を支払う場合にチャージバックが可能な場合にはイシューアがチャージバック請求を必ず行うよう、いわゆる抗弁接続を一般に承認する規定を整備すること、第3に、両者を連動させる規定を考えることが必要となる、とする。また、ノン・オン・アス取引を前提とした包括信用購入あっせんにおける抗弁接続の合理性について、鈴木尉久「割賦販売法上の抗弁接続規定の合理性－『契約形式の組替え』論の視点から」甲南ロー15号85頁以下（平成31年）。

(7) 会員契約については、小塚莊一郎＝森田果『支払決済法（第3版）』（商事法務、平成30年）230頁以下に、クレジット・カード会員規約例として、〔株式会社オリエントコーポレーション・クレジットカード会員規約〕（平成28年10月1日・抄録）が掲載されている。

また、カード加盟店となろうとする者は、加盟店管理会社⁽⁸⁾（アクワイアラ）と加盟店契約を締結することにより加盟店となり、カード取引による代金決済が可能となる。この関係は加盟店契約により規律される⁽⁹⁾。従来は、カード発行会社がイシューとアクワイアラの両方の機能を担っていたが（「オン・アス方式」と呼ばれる）、現在では、それらの機能が分かれていることが多い。特に海外発行のカードの取引では、通常は、イシューとアクワイアラが別々となる（「ノン・オン・アス方式」または「オフ・アス方式」と呼ばれる）。以下では、イシューとアクワイアラが別の当事者であることを前提とする。

わが国においてアクワイアラとして加盟店業務を行うためには、割賦販売法により登録が必要であり、海外アクワイアラがわが国内で業務を行うには国内営業所の登録が必要である⁽¹⁰⁾。わが国の多くの加盟店はわが国のアクワイアラと加盟店契約を締結するが、海外アクワイアラと加盟店契約を締結することもある。いずれにしても、日本国内にアクワイアラの営業所があることになる⁽¹¹⁾。

さらに、イシューとアクワイアラは、それぞれ国際ブランド（ビザ（VISA）、マスターカード（Mastercard）、ダイナースクラブ（DinersClub）、ジェイ・シービー（JCB）など）と契約を締結している。イシューと国際ブランド、アクワイアラと国際ブランドの関係は、それぞれの間の契約によって規律される。

(8) 決済代行業者（PSP）がアクワイアラと加盟店の間に入り、アクワイアラの機能を担うことがあるが、本稿では、この点は特に取り扱わず、四当事者の取引を念頭に置く。

(9) 小塚＝森田・前掲注(7)239頁以下に、クレジット・カード加盟店規約例として〔三井住友カード加盟店規約〕（抄録）が掲載されている。

(10) 割賦販売法35条の17の5第1項2号。

(11) なお、アクワイアラは、加盟店調査義務を負うが（割賦販売法35条の17の8）、この義務は、カード会員に対する義務ではないと理解されている。

以上を前提に、通常の取引では、カード会員が加盟店でカードを利用すると、加盟店からイシュアにカードが利用された旨の通知が行き、それに従って、カードの利用代金がイシュアから国際ブランドを通じてアクワイアラへ支払われ、アクワイアラから加盟店に支払われる。後に、カード会員はイシュアに代金を支払うことになる。

ここでは、具体例として、アメリカで発行されたカードが日本で使用される場合を考えてみよう。アメリカで発行されたカードのカード契約は、合衆国法典により規律される。合衆国法典は、権限利用と無権限利用を区別し⁽¹²⁾、イシュアは、権限利用であることについて立証責任を負い⁽¹³⁾、これを立証できなければ、無権限利用を前提とした請求のみ可能である⁽¹⁴⁾。これを超える請求を認める法や合意は効力がない⁽¹⁵⁾。カード規約には、以上に沿った規定が置かれている⁽¹⁶⁾。従って、アメリカ法を根拠としてイシュアがカード会員にカード利用代金を請求するためには、イシュアがカード利用者の権限（カード会員本人が利用したか、カード会員の意思に基づいて利用され

(12) 15 U.S. Code § 1643(a)(1).

(13) 15 U.S. Code § 1643(b).

(14) 15 U.S. Code § 1643(a)(d).

(15) 15 U.S. Code § 1643(c).

(16) たとえば、アメックス (AMEX) のアメリカにおけるカード会員規約 (Cardmember Agreement for U.S. Bank National Association American Express Credit Card Accounts) (https://applications.usbank.com/oad/teamsite/usbank/docs/FR006213482_14_USB_AMEX_CARD.pdf) (以下、このほかのものを含め、特記したものを除き、URLはすべて令和2年7月10日最終確認) では、権限利用(22)と紛失・盗難による利用(23)が区別される。この区別は、合衆国法典の区別を反映している (15 U.S. Code § 1643(a)(1))。なお、この規約には不提訴合意と仲裁条項があり、仲裁についての準拠法がアメリカ連邦法及び州法と指定されている。ちなみに、インターネット上で確認できたものとして、香港における規約 (https://www.americanexpress.com/content/dam/amex/hk/en/staticassets/pdf/cardmember-agreement-and-fees-and-charges/RCP_CM.pdf) は、香港法によるとしており、インドにおける規約 (https://www.americanexpress.com/content/dam/amex/in/legal/mitc/Lending_Card_Member_Agreement.pdf) は、インド法によるとしている。

たこと)を立証することを前提とした実務が必要であり、加盟店もこれを前提とした行動をとることになる⁽¹⁷⁾。

これに対し、わが国における会員規約における適用法令は、日本法である⁽¹⁸⁾。イシューがカード会員に対しカード利用代金請求を請求する場合の日本法の要件事実は、以下の通りである。すなわち、カード利用による立替金請求については、イシューは、①カード契約の締結、②カードの交付、③加盟店におけるカードの利用、④加盟店に対する立替払い、⑤弁済期の到来を、請求原因として主張立証する⁽¹⁹⁾。これに対し、カード会員は、免責のため、⑥

(17) J. GRONDAHL LEE & G. GRAHAM SCOTT, *supra* note 5 at 181-189 には、スワイプ（通信によるカード情報伝達）を前提とする対面取引におけるチャージバック詐欺を避けるための方策として、以下のようなものをあげている（How Companies Can Protect Themselves Against Chargebacks (<https://www.chargify.com/blog/how-companies-can-protect-themselves-against-chargebacks/>) が引用されている)。加盟店は顧客に署名を求め、それとカード裏面の署名とを比較することができる。カードに署名がなければ、運転免許証や政府発行の写真付き身分証明書のような身分証明書（ID）を顧客に要求できる。チャージ（カードの利用）を争う意図のある顧客は、このような積極的な防御策により、しばしば購入を躊躇するだろう。さらに、特に専門的もしくは進行中のサービスを提供する場合、または顧客にあわせた、もしくは高価な商品を販売する場合は、そのサービスまたは商品について顧客から合意をとることが防御策になる。そして、顧客にコピーを渡すだけでなく、その書面に、書面が示され、かつ提供されるサービスまたは販売される商品について理解した旨の署名を得ておく。さらには、全ての頁にイニシャルを記入させる。アメリカにおいて、以上のような加盟店の自己防衛方策が示されることは、後に触れるチャージバックリーズンと無関係ではないと考えられる。ただし、そもそもこのような対応を採ることが必要な顧客は少数であり、取引を増加させることに焦点を置けば、このような取引と共存することもあり得ることが指摘される（J. GRONDAHL LEE & G. GRAHAM SCOTT, *supra* note 5 at 189）。

(18) 阿部高明『クレジットカード事件対応の実務』（民事法研究会、平成30年）406頁以下に引用される「カード規約サンプル」11条参照。このことは、日本で発行されるアメックスカードでも同様である。「アメリカン・エクスプレスのカード会員規約」（https://www.americanexpress.com/content/dam/amex/jp/assets/pdfs/benefits/RCP_green_terms.pdf）19条。

(19) 抗弁以下の要件事実も含め、阿部・前掲注(18)90頁以下、まとめとして109頁。なお、

カードの紛失・盗難等により第三者がカードを利用したこと⁽²⁰⁾、⑦イシュー、及び警察への届出等、免責のために求められる手続きを履践したこと、を抗弁として主張立証する⁽²¹⁾。これに対し、イシューは、⑧カード会員の故意または重過失によって不正使用が行われたこと、あるいはカード会員の家族等による不正使用であることなど、再抗弁事由を主張立証する。従って、日本法を根拠としてイシューがカード会員にカード利用代金を請求する

従来の議論として、尾島茂樹「信販会社がクレジットカード契約に基づき交付したカードの不正使用を主張する会員に対して当該カードの使用に係る立替金を請求する場合の主張立証責任の分配」判時1734号168頁以下（判評505号14頁以下）（平成13年）参照。この文献以降の関連判決として、大阪地判平成12年3月31日判タ1058号265頁、大阪高判平成12年8月22日判タ1072号254頁。なお、有料データベースにはその他にも関連判決があるが、ウェブに掲載されたものとしては、裁判所ウェブサイトに掲載された、岡山地判平成14年11月19日（平成14（レ）26貸金請求控訴）のみを掲げておく（令和2年7月3日確認）。

(20) 阿部・前掲注(18)109頁。97頁以下も参照。この文献は、カードを利用した「第三者」の特定の要否として、カードの紛失・盗難だけでは足りず、「他人がカードを不正利用した事実についてまでの特定・主張が必要になると考えられる。とはいえ、カードを利用した者の具体的な特定は不可能であることも多く（たとえば、カードを落としたような場合には、誰がカードを拾って利用したかなど、カード会員が把握できるはずもない）、……不可能を課すことはできないから、抽象的な意味での『第三者』がカードを利用したことを主張・立証すれば足りると考えるべきである」（105頁）とする。しかし、「カード会員が、『第三者がカードを利用したこと』を直接立証することは、カード会社の場合と同様にやはり困難である」（105頁）とし、現実的には、間接事実から推認する手法が現実的であって、まず「第三者が利用したこと」と「カード会員が利用していないこと」は裏表の関係であるから、後者を立証できれば、前者も自動的に立証できるとする（106頁）。そして、この事実は、カード利用日時におけるアリバイや「カードを持っていなかった」すなわち、カードの紛失・盗難の事実の立証により、ほぼ自動的に「カード利用が第三者によること」が立証されるとする（106頁）。他方、私は、以前、カード会員の抗弁事実としては、第三者がカードを利用したことまで立証する必要はなく、カードの紛失・盗難を立証すれば足りるとしたことがある（尾島・前掲注(19)172頁）。本文の記述については、一応、この点を留保したい。

(21) 免責のために求められる手続きの詳細については、主に加盟店の本人確認（利用権限）を扱う本稿の課題との関係で省略する。

ためには、イシューは、カードの利用の状況に関する事実としては、カードが利用されたことを立証すればよく、仮にカードが不正に利用されたのであれば、カード会員が不正使用を立証する必要がある。加盟店もこれを前提とした行動をとり得ることになる。

以上の対比によれば、アメリカで発行されたカードと日本で発行されたカードが使用される場合で、加盟店によるカード利用者の権限に関する注意という点で、加盟店の行動が異なり得ることになる。確かに、日本における加盟店は、加盟店契約によりカード利用の際の本人確認義務を負っているのが通常である。たとえば、加盟店は、C A T等の端末を利用して取引する際にもカード利用の際に売上票に署名を求め当該カードの裏面の署名と同一であることを確認しなければならない⁽²²⁾。ただ、この義務は、加盟店のアクワイアラに対する義務であって、カード会員に対するものではない。そして、カード会員に対するイシューのカード利用代金請求の場面における、先に示したようなわが国における要件事実の構造によれば、カードの利用権限について立証責任を負うのはカード会員であり（無権限利用、すなわち不正使用を会員が立証する必要がある）、加盟店はこれを前提とする行動をとり得ることになる⁽²³⁾。

ところで、商品を購入してカードで代金を決済したが目的物が引き渡されないなど、カード決済に問題があるような一定の理由がある場合、カード会員がイシューにそれを連絡すると、国際ブランドのルールとして、イシュー

(22) 小塚=森田・前掲注(7)245頁のクレジット・カード加盟店規約7条。

(23) 加盟店が意図的に過大請求しており、おそらくは加盟店の従業員が無権限で売上票に署名したと疑われる事例で、イシューはカード会員のカードが利用されたとして、カード会員に立替金を請求した（東京地判平成27年8月10日判時2287号65頁）。判決は、カードの不正使用を認定し、紛失・盗難ではないのでその旨の警察への届出は不要として抗弁を認めた。もちろん、悪質加盟店の事例ではあるといえるが、逆に、わが国では、このような場合でも、加盟店は、カード利用代金が支払われるということを前提に行動しているからこそ、このようなことが行われるのではないか。

は、イシューの判断で、アクワイアラに対し決済代金の返還を請求し（支払済みの場合）、または決済の拒否（未払いの場合）をなし得る権利を有する（これはイシューの権利であって義務ではない⁽²⁴⁾）。これを、チャージバックという⁽²⁵⁾。ちなみに、国際ブランドの定めるチャージバック・リーズンは、正式には公開されていない。ただ、ホームページで示唆されているものもある⁽²⁶⁾。その中には、売上傳票への「署名なし (Missing Signature)」⁽²⁷⁾、「カード会員の承認なし＝カード利用権限なし (No Card Member Authorization)」もある⁽²⁸⁾。

わが国における「実行計画」によれば、現在、一部例外的に実施しているとされるサインレス取引については、引き続き「本人確認不要取引」を認め

(24) わが国において、チャージバックを前提とした調査をしなかったイシューの責任を認めた判決として、東京地判平成21年10月2日消費者法ニュース84号211頁、これを是認した、東京高判平成22年3月10日消費者法ニュース84号216頁。

(25) チャージバックについては、阿部・前掲注(18)225頁以下参照。また、わが国における「チャージバック」が、カード会社どうしの直接やりとりによる一種の「和解」であり国際ブランドの定めるものと異なることについて、尾島茂樹「クレジット・カードのチャージバックに関する覚書」加藤新太郎ほか編『21世紀民事法学の挑戦（下）（加藤雅信先生古稀記念）』（信山社、平成30年）249頁以下参照。国際ブランドルールに基づいたチャージバックをせずに和解的な解決をするわが国の従来慣行について、近年、国際ブランドは「日本の処理」をせずに国際ブランドのルールに従った処理を要請し、この要請を受けて、最近では「日本の処理」は難しくなるとされる（阿部・前掲注(18)227頁注109参照）。

(26) チャージバック・リーズンは正式には公開されていないが、インターネット上で確認できるチャージバック・リーズンとして、以下のものがある。アメックス (<https://chargeback.com/chargeback-reason-codes/american-express-reason-codes/>)、ダイナース (<https://chargeback.com/chargeback-reason-codes/discover-reason-codes/>)、マスターカード (<https://chargeback.com/chargeback-reason-codes/mastercard-reason-codes/>)、ビザ (<https://chargeback.com/chargeback-reason-codes/visa-reason-codes/>)。

(27) アメックス (<https://chargeback.com/chargeback-reason-codes/american-express-reason-codes/>) F14。

(28) アメックス (<https://chargeback.com/chargeback-reason-codes/american-express-reason-codes/>) F24。

るとしている⁽²⁹⁾が、少なくとも、形式的にはサインレス取引は「署名なし」であり、チャージバック・リーズンに該当する。また、チャージバック・リーズンとしての「カード会員の承認なし」については、チャージバックがイシュアの権利であり、これをイシュアが認めることが前提ではあるけれども、この判断のための調査として、あるいは、カード会員が無権限利用であることを主張立証するために、売上げ伝票のサイン確認や実際にカードが利用された加盟店に対する確認が行われることになる。

わが国におけるカード加盟店は、多くはわが国のアクワイアラと契約している。その契約では、アクワイアラに対し加盟店は上記のように本人確認義務を負っているが、上に説明したわが国における要件事実の構造により、加盟店における本人確認義務は少なくともわが国の訴訟では重視されていない。しかし、わが国のアクワイアラは、通常、国際ブランドと契約をしており、その加盟店は海外発行のカードを受け入れられる。仮にチャージバック・リーズンに該当し、アクワイアラに対し決済拒否または返還請求がなされた場合、アクワイアラは、加盟店契約に基づき、加盟店に対し決済拒否または返還請求をすることになる。この際の加盟店の注意義務の基準は、従来わが国での要件事実の構造を前提とすれば、「緩い」ものになっていそうである⁽³⁰⁾。しかし、アクワイアラとしては、イシュアから決済拒否または返還請求をされているのであり、加盟店にこれを転嫁できなければ、その分の損失を被ることになる。アクワイアラは、これを放置することができるのだろうか。すなわち、従来は、チャージバックや要件事実において「日本的

(29) クレジット取引セキュリティ対策協議会・前掲注(2)28頁。

(30) 平成28年の割賦販売法改正により加盟店調査措置義務が規定された(割賦販売法35条の17の8)が、この義務は、カード利用関係維持に向けた公法上の措置を念頭に置いたものであって、個別紛争における当事者に民事上の権利を付与することを意図するものではないとされている(産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会「報告書～クレジットカード取引システムの健全な発展を通じた消費者利益の向上に向けて～」(平成27年)11頁注(14))。

処理」がなされてきたが、国際ブランドのルールに従った処理が通常になれば、アクワイアラ及び加盟店の従来の実務は国内取引のみしか通用しなくなり、海外発行カードに対する対処が必要になる。

3 将来に向けての若干の指摘

従来からカードの巨額な不正使用がなされているにもかかわらず問題が大きくなるのは、保険の存在によると考えられる。現在、一定の場合には、カードの不正使用があってもそれは保険で填補され、表面上は直接は誰も損失を被らない。もちろん、実質的には保険料を負担している者（直接にはカード会員であったり、カード会社であったりするが、カード会社が負担する場合には、保険料はカード会社のカードシステムの運用コストであるから、結局、カード会員会費等や加盟店手数料に転嫁され、最終的にはカード会員や加盟店が負担していると評価できる）が損失を負担しているのであるが、広く薄く分散され、負担しているという実感がないだろう。そうだからといって、これは放置してよい問題ではない。防げる不正使用は防ぐべきではないか。

さらには、国際ブランドのルールを前提として、加盟店の本人確認に関する対応がずさんな場合に、イシューがカード会員に利用額を請求できず、チャージバックがなされると、本来は、アクワイアラは加盟店にカード利用代金を支払わないことになるはずである。それにもかかわらず、従来のはが国の（特に加盟店における本人確認の）慣行から、アクワイアラが加盟店に本人確認の負担を厳格には要求をしないことが通常となっていた。もちろん、形式的にはアクワイアラが負担する不正使用額が増加する可能性があるが、保険の適用があれば、不正使用として保険によって填補される。しかし、これは、加盟店の対応で防げる不正使用ではないか。

国際ブランドのルールは、カード取引に関わる者は、それぞれの立場でできることをする、ということが前提とされているように思われる。このこと

は、社会一般のあり方にも通ずることでもある。国際ブランドは、従来のわが国の慣行（日本的処理）を止め、国際ブランドのルールに従った処理を求めようになった。そこで、わが国の加盟店は、少なくとも海外発行のカードによる対面取引においては、国際ブランドのルールを前提とした注意を払うことが必要になる。従来は、わが国における「日本的処理」及び要件事実の構造により加盟店が不正使用の負担をするのは、加盟店自体が不正使用に関与するなど例外的な場合であった。しかし、海外発行カードについて「日本的処理」が認められなくなれば、加盟店が不正使用の損失を負担することも十分にあり得ることである。これを避けるため、わが国における加盟店の本人確認をより充実させる必要がある。そして、この対応を海外発行カードのみを対象に選別して実施するのは現実的ではないから、全ての対面取引において本人確認を充実させることになるだろう。

4 おわりに

私は、カードに関わる当事者へのインセンティブの観点から、カードの不正使用防止のための提言をしたことがある⁽³¹⁾。本稿は、その中で、加盟店のあり方を取り上げ、カード取引のグローバル化に照らして、提言を敷衍したものである。もちろん、本稿の中でも言及されているように、厳格な本人確認と迅速な取引は矛盾する。ただ、現状は、迅速な取引を重視するあまり、本人確認を犠牲にしすぎているのではないかと、というのが問題意識である。その意味では、サインレス取引の維持・増加も、見直す必要があれば、見直すべきだと考える⁽³²⁾。いずれにしても、カードの不正使用を減少させるた

(31) 尾島茂樹「クレジット・カードの不正使用防止についての課題・提案メモー当事者類型ごとのインセンティブから」名城法学69巻1=2合併号（浅木愼一教授退職記念号）（令和元年）113頁以下。

(32) 古いものではあるが、尾島茂樹「クレジット・カードの署名省略利用に関する一考察ードイツの議論を参考としてー」クレジット研究21号173頁以下参照（平成11年）。

め、各当事者ができることをすべき、というのが本稿の主題である。

なお、カードはオンラインで使用されることも非常に多くなっている。オンラインの場合の課題は、コストを勘案したシステム選択の問題である。比較的安価に安全なシステムが導入できるのであれば、それを使用していない当事者が損失を負担するという方向付けが考えられる。

【付記】本稿は、平成30年度、令和元年度、令和2年度日本学術振興会科学研究費（基盤研究（C））の交付を受けた研究の研究成果の一部である。

（令和2年10月）